

平成二十九年二月十三日提出
質問第六八号

公文書であるPKO活動の日々報告の管理状況に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公文書であるPKO活動の日々報告の管理状況に関する質問主意書

防衛省は二〇一七年二月七日、二〇一六年十二月時点でフリージャーナリストからの情報公開請求に対して「破棄した」として不開示とされていた陸上自衛隊の南スーダン派遣施設隊が現地情勢を記録した日々報告（以下、「当該日報」と言う。）、現地からの報告を受けた陸上自衛隊の中央即応集団が作成する「モーニングレポート」を公表した。

これらの文書の取り扱いについて疑義があるので、以下質問する。

- 一 当該日報の原本の公文書としての保存期限は一年未満と承知しているが、その根拠を明らかにされたか。
- 二 当該日報の原本は、どのような条件が具備されたら廃棄という実際の行為を行うのか。具体的に示されたい。
- 三 当該日報の原本は、作成から廃棄まではどのような場所でどのような状態で保管、管理されていたのか。具体的に示されたい。
- 四 当該日報の原本を作成者以外の防衛省の者が利活用する際は、どのような手続きによって、どのような

状態で利活用できるのか。具体的に示されたい。

五 当該日報の原本の削除は、具体的に誰がどのような手続きを経て、どのような手法によって行ったのか。具体的に示されたい。

六 当該日報の複製に関し、防衛省全体に及ぶ統一的管理ルールは存在していたのか。見解を示されたか。

七 六において、統一的管理ルールがない場合、原本を削除しても、当該日報が複製という形で防衛省内に存置されることになるが、政府に以前からその認識があったのか。見解を示されたい。

八 当該日報は、南スーダンでの自衛隊の活動や現地情勢を知る上で、極めて重要な公文書と考えられ、保存年限は一年未満ではなく、最大限長期間保存すべき歴史的な公文書と思われる。後世の研究者が一次資料として活用できるものである。当該文書に関して、保存年限をさらに長期にする予定はないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。